

令和 8 年 度 採 用

加古川市
会 計 年 度 任 用 職 員
(事 務 補 助 員)

採用候補者名簿登録試験
募集要項

令和 8 年 1 0 月
受 験 案 内

試 験 日 令和 8 年 1 0 月 2 3 日 (金)

申込受付期間 令和 8 年 1 0 月 1 日 (木) 午前 8 時 3 0 分から
令和 8 年 1 0 月 1 3 日 (火) 午後 5 時 0 0 分まで

加古川市総務部人事課人事係

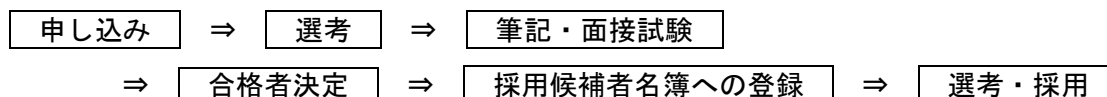
〒 6 7 5 - 8 5 0 1 加古川市加古川町北在家 2 0 0 0 番地

TEL (0 7 9) 4 2 7 - 9 1 3 9 (直通)

1 制度概要

地方公務員法第22条の2第1項に基づき採用される会計年度任用職員のうち、長期勤務（年度内通算6ヶ月を超える勤務）が見込まれる職に採用される会計年度任用職員については、採用候補者名簿登録試験を実施し、合格者を採用候補者名簿に登録した上で、登録者の中から採用者を選考します。

（１）採用までの流れ



※ 選考を実施した上で筆記・面接試験の受験者を決定します。

（２）名簿登録期間

令和8年11月1日 から 令和9年3月31日 まで（5月）

注1）会計年度任用職員の採用が必要な時期に名簿登録者の中から職務内容、勤務条件等を勘案して採用者を決定しますので、名簿登録がされた場合でも必ず採用となるわけではありません。また、採用された場合も、必ず長期勤務となるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

注2）提出書類の記載内容や口述内容等に虚偽や不正がある場合、また、採用後に不正等が発覚した場合には、名簿登録を取り消します。

2 応募資格

[年 齢] 不問

[欠格要件] 地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれかに該当する人は応募できません。

【地方公務員法第16条（抜粋）】

- ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※加古川市会計年度任用職員（事務補助員）採用候補者名簿登録試験＜令和8年1月24日実施又は令和8年5月8日実施＞に合格し、令和9年3月31日まで加古川市会計年度任用職員（事務補助員）採用候補者名簿に登録されている方は、申込みをする必要はありません。

3 受験申込（※オンラインによる申込みとなります。）

申込方法	かがわオンライン申請システム ➤ https://lgpos.taskasp.net/cu/282103/ea/residents/portal/home ※インターネットによる申込方法の詳細につきましては、 「【参考】かがわオンライン申請システム手続き方法」をご確認ください。	
受付期間	令和8年10月1日（木）午前8時30分～10月13日（火）午後5時00分	

* 障害等の理由により、受験及び勤務の際に特に配慮が必要な方は、オンライン申請システム内にある「配慮事項」欄にその内容を入力してください。

* 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、いかなる理由であっても受験できません。

* 受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する
場合がある他、受付期間終了の直前は、サーバーが混み合うおそれがあるので、余裕を持っ
て申込みを行ってください。

* 使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては 一切責任を負いません。

* 申込方法等に関して質問がある場合、人事課人事係までお問い合わせください。

4 試験概要

（１）対象者について

選考の結果、筆記・面接試験の対象となる人には、令和8年10月19日（月）以降に、
かがわオンライン申請システムから受験票をダウンロードしてください。

ダウンロード方法の詳細につきましては、「【参考】かがわオンライン申請システム手続
き方法」をご確認ください。

（２）筆記・面接試験について

試 験 日	令和8年10月23日（金）
試 験 会 場	加古川市役所又は加古川市役所周辺施設 ※駐車場は、立体駐車場たんようカーパークつつじ（有料）を利用してく ださい。（ただし、開場時刻は午前8時15分です。）
受付時間及 び携行品等	受験票のダウンロード可能日以降に、市ホームページにて掲載します。
試 験 内 容	① 筆記試験（10分）：事務能力について ② 面接試験
結 果 発 表	10月下旬に、受験者全員に郵送します。

5 勤務条件

業務内容	一般事務補助
勤務場所	市役所本庁舎内の各課又は市内の各施設
任用期間	令和8年11月1日から令和9年3月31日までのうち指定する期間 ※必ずしも11月1日から勤務となるわけではありません。
勤務時間	週35時間以内 ※就業・休憩時間は勤務場所によって異なります。 ※勤務場所によっては、土・日・祝日が勤務日となることがあります。 ※業務の都合により時間外勤務が生じる可能性があります。 ※災害その他緊急の事態が発生した場合、協議の上、勤務が生じる可能性があります。
報酬等	(時給) 1,309円 ※本市での勤務実績に応じて加算される場合があります。 (手当) 地域手当(上記時給に含んでいます)・通勤手当・時間外勤務手当相当の報酬、期末手当(年2回支給(条件あり))、勤勉手当(年2回支給(条件あり))等
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日
休暇等	年次休暇：任用期間・週の勤務日数に応じて付与(1年間に最大20日付与) ※上記以外に、結婚休暇や忌引休暇等の特別休暇があります。
服 務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 (服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)
	一定の要件を満たす場合は、兼業が可能です。が、本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間(1日8時間又は週40時間)を超える場合には原則認められません。
	懲戒処分等の規定が適用されます。
社会保険	勤務条件に応じて健康保険・厚生年金・雇用保険が適用されます。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれか(勤務する所属で異なります。)が適用されます。

* 配置転換等により、任用期間の途中に担当業務や勤務場所が変更になる可能性があります。

6 その他

- ・上記報酬等の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。
- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月(勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・短期勤務(年度内通算6ヶ月以内の勤務)の職のみを希望する場合は、「加古川市会計年度任用職員登録申込書」【本市所定用紙】を直接人事課まで持参してください。(郵送不可)

※既に短期勤務会計年度任用職員として登録されている人については、再度の提出は不要です。

※「加古川市会計年度任用職員登録申込書」【本市所定用紙】は人事課に設置しているほか、加古川市ホームページからのダウンロードも可能です。

